

平成 29 年第 9 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	平成 29 年 9 月 26 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 29 年 9 月 26 日 午前 9 時 30 分 議 長 舟根 功 閉会 平成 29 年 9 月 26 日 午前 9 時 50 分 議 長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別	議席 番号	氏 名	出・欠 の 別
	1	大坪 省三	出席	8	日野 茂	出席
	2	村田 牧子	出席	9	西田 征司	欠席
	3	温水 吾郎	出席	10	林 花美	欠席
	4	片岡 照光	出席	11	瀬川 博	出席
	5	池田 政隆	出席	12	千葉 弘輝	出席
	6	張間 真之	欠席	13	舟根 功	出席
	7	井上 秀幸	出席			
会議録署名委員	温水 吾郎			片岡 照光		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	高野 直之
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積について 議案第 2 号 利用権の設定を受けたい旨の申し出について					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日張間委員、林委員から欠席の連絡が入っています。また村田委員からは若干遅れると連絡が入っております。西田委員は連絡が取れていません。在任委員13名、出席委員9名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第9回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第10条の規定により3番温水委員、4番片岡委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号 会長の動向についてですが、10月20日に北見市で開催される、オホーツク農業委員会連合会役員会に出席する予定です。内容につきましては、平成29年度収支決算見込及び平成30年度予算（案）と全国農業委員会会長代表者集会等について協議する予定です。

日程第3. 議案第1号、農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について議題といたします。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。

局長 農地の売買、賃借等につきまして農地法第3条により許可をする場合、許可要件の一つに下限面積要件が定められています。

下限面積要件とは、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に行われなことが想定されるため、経営する農地面積が、最低2ha以上でなければ3条の許可ができないとするものであります。

平成21年の農地法改正により、毎年1回下限面積の設定について、農業委員会で審議することになっています。今回、初めて審議に関わる委員さんもおりますので、法令の内容につき若干説明させていただきます。

お手元の説明資料1ページをご覧ください。以前説明したものと重複しますが、改めて説明させていただきます。下限面積につい

てということでありますが、原則 2ha 未満の経営地の農家が町内に 40%を超えているかどうかを第一段階の判断基準になります。いなければ 2ha のままとするというのが原則であります。滝上町の場合、みなさんご承知の通りこの要件は満たしておりませんので、2ha のままとするというのが適用されるかと思えます。

ただし、特例として①担い手不足のため新規就農を促す必要がある。②遊休農地および遊休農地予備軍が相当程度ある。③下限面積を下回る小面積での農地利用者が増加しても集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障をきたさない。これら 3 つの要件すべてを満たす場合は、2ha 未満の下限面積を設定できるというのが法令の規定であります。

上の方の図では滝上町全域を一体としてみておりますが、特定の地域でこうした状況が顕著な時は、この図で言うと A 地区ということになりますけども、ここの地区のみ下限面積を別に設定することができるということでもあります。

滝上町においては、2015 農林業センサスにおいても 2ha 未満の経営地の農家が全体の約 6 パーセントであり、特例要件の 3 項目全てを満たしているとは思われないことから、下限面積はこれまでどおり、法で定める 2ha が妥当かと思われまます。なお本総会で審議した下限面積については、町のホームページで公表することになっております。議案の 3 ページに公表案を付けておりますのでご参照ください。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

下限面積について、従来どおり 2ha とすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

下限面積については 2ha とすることに決定いたしました。

日程第 4. 議案第 2 号、利用権の設定を受けたい旨の申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局長 認定農業者の●●●●から、希望地区を●●地区として利用権設定面積 10ha の申し出がありました。認定農業者の有効期間は平成●●年●●月●●日までとなっております。

なお、同時に中間管理事業の借り手の登録も行っておりますので申し添えます。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。本件について、希望条件に合う農地があれば、調整を進めるということでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件については利用権の調整をすることといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第9回農業委員会総会を終了いたします。